

欠格事由の欄の記載方法

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
外国性の有無	国籍等（同条第1項第1号から第3号まで）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	代表者及び役員割合（同項第4号）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	議決権割合（同号）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

「開設しようとする無線局」の欄

船舶に開設する無線局のうち、

- ・電気通信業務を行うもの ⇒ 該当
- ・外国の船舶に開設するもの ⇒ 該当
- ・上記以外 ⇒ 該当しない

「外国性の有無」の欄

*上記「開設しようとする無線局」が 該当 の場合は記載不要

「国籍等」

- ・申請者が以下の①～③のいずれかに該当する場合 ⇒ 有
 - ① 日本の国籍を有しない人
 - ② 外国政府又はその代表者
 - ③ 外国の法人又は団体
- ・それ以外 ⇒ 無

「代表者及び役員割合」*申請者が個人の場合は記載不要

- ・代表者が上記①～③のいずれかに該当する場合 ⇒ 有
- ・上記①～③が役員3分の1以上を占める場合 ⇒ 有
- ・それ以外 ⇒ 無

「議決権割合」（証明できる書類も添付すること）*申請者が個人の場合は記載・添付不要

- ・上記①～③が議決権3分の1以上を占める場合 ⇒ 有
- ・それ以外 ⇒ 無

*証明できる書類（株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書、団体によっては社員総会名簿等）がない場合は航空海上課海上通信担当（06-6942-8541）までご相談ください。

「相対的欠格事由」の欄

処分歴の有無について、有か無に

参考 電波法(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三 外国の法人又は団体
- 四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員^一の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの。

2 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。

- 一 実験等無線局
- 二 アマチュア無線局(個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。以下同じ。)
- 三 船舶の無線局(船舶に開設する無線局のうち、電気通信業務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。)を行うことを目的とするもの以外のもの(実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。)をいう。以下同じ。)であつて、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十九条ノ七に規定する船舶に開設するもの
- 四 航空機の無線局(航空機に開設する無線局のうち、電気通信業務を行うことを目的とするもの以外のもの(実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。)をいう。以下同じ。)であつて、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二百二十七条ただし書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機に開設するもの
- 五 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局(実験等無線局、アマチュア無線局、大使館、公使館又は領事館の公用に供するもの及び電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)
- 六 大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局(特定の固定地点間の無線通信を行うものに限る。)であつて、その国内において日本国政府又はその代表者が同種の無線局を開設することを認める国の政府又はその代表者の開設するもの
- 七 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)
- 八 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- 九 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の無線設備を搭載する人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局